

山梨県公報

第二千四百五十二号

平成二十六年

九月二十九日

月 曜 日

目 次

告 示

- 児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示……………五五一
 - 換地計画の決定……………五五一
 - 景観保全型広告規制地区の指定……………五五一
 - 景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準……………五六一
 - 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定……………五六九
 - 都市公園の廃止……………五六九
- ### 公 告
- 落札者の決定について……………五六九
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五六九
 - 平成二十五年年度における人事行政の運営の状況について……………五七〇
 - 平成二十五年年度における人事委員会の業務の状況について……………五八〇
 - 随意契約の相手方の決定について……………五八六
 - 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………五八六
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五八七
 - 平成二十六年度後期技能検定の実施に係る公告の訂正……………五八七
- ### 人事委員会
- 山梨県学校職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五八七
- ### 公安委員会
- 落札者等の決定について……………五八八

告 示

山梨県告示第二百七十二号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように

定める。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一Aの項中「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

山梨県告示第二百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県管畑地帯総合整備事業(大野寺地区大野寺第三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十六年九月二十九日 山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年九月三十日から同年十月二十八日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十六年十月二十九日から同年十一月十二日まで

山梨県告示第二百七十四号

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第七条の三第一項の規定により、次のとおり景観保全型広告規制地区を指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横内 正明

一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名称	区域
御師住宅沿道地区	富士吉田市の一部（次の図に示す部分に限る。）
横町バイパス地区	富士吉田市、南都留郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部（次の図に示す部分に限る。）
富士見バイパス地区	富士吉田市の一部（次の図に示す部分に限る。）
富士河口湖富士線地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室及び山梨県富士・東部建設事務所都市計画・建築課において、平成二十六年九月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで公衆の縦覧に供する。）

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七条第四項の基準

1 御師住宅沿道地区

(一) 共通基準

- (1) 使用する色彩の数が三以下であること。
- (2) 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩（以下「最大面積色」という。）の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。
- (3) 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。
- (4) 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。
- (5) 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。
- (6) 三百六十度にわたる弧を照らす灯火（以下「回転灯」という。）を使用していないこと。
- (7) 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- (8) 照明が点滅しないこと。

(9) 表示の内容が変化するものでないこと。
(二) 個別基準

- (1) 建築物（その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的としていると認められるものを除く。以下同じ。）を利用する広告物等に係る基準
ア 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分	基準
一 建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合	四分の一以下
二 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の三以下であること。

イ 自家用広告物（自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。）に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
表示面積	一個につき一方の表示面積が二平方メートル以下であること。

その他	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
表示面積	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。
高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
その他	。 広告物等が外壁の側端から突出しないこと

ウ 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	
三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	
四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	

(2) 建植する広告物等に係る基準

ア 自家用広告物に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下で、

かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。

イ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。
二 表示面積	イ 一方向の表示面積が一平方メートル以下であること。 ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、一方向の表示面積が一平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十平方メートルを超える場合）にあっては、十平方メートル以下であること。 ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。
三 色彩	無彩色のものに係る最大面積色の明度が二以上八以下であること。
四 表示し、又は設置する場所	誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。
五 その他	ネオン管を使用していないこと。

備考

一 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格（以下「規格」という。）Z八七二二に定める方法により表示されるものをいう。
二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域

又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\frac{Ap}{5.0} + \frac{As}{10.0}$$

この式において、Ap及びAsは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 Ap 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）
 As 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）
 ウ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準

区 分		基 準
一 高さ	二 表示面積	許可しないものとする。
三 色彩		
四 表示し、又は設置する場所		

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区 分		基 準
一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	表示面積	イ 一方方向の表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。 ロ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあつては、一個につき表示面積が一平方メートル以下であること。
個数	自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあつては、一方方向につき二個以下であること。	

(4)

車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

表示面積	区 分	基 準	
		高さ	表示面積
イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。	二 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に添加する広告物等	高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
		個数	電柱等一本につき一個であること。
		大きさ	縦が一・五メートル以下であること。
		高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。	三 電柱等にかき付ける広告物等	高さ	イ 地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
		個数	電柱等一本につき二個以下であること。
		大きさ	縦が一・五メートル以下であること。
		高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。	四 その他の工作物を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
		個数	電柱等一本につき二個以下であること。
		大きさ	縦が一・五メートル以下であること。
		高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。

ること。

(5) 簡易な広告物等に係る基準

区分		基準
一 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 アドバルーン	表示面積	一枚につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
三 貼紙又は貼札	表示面積	一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。
四 立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	表示面積 その他	一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。 のぼり、旗その他これらに類するものを道路の路肩から五メートル以内を設置する場合にあつては、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であつて、設置する数が三以下のときは、この限りでない。

2 横町バイパス地区

(一) 共通基準

- (1) 使用する色彩の数が三以下であること。
- (2) 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。
- (3) 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあつては、八）以下であること。
- (4) 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。

(5) 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。

(6) 回転灯を使用していないこと。

(7) 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

(8) 照明が点滅しないこと。

(9) 表示の内容が変化するものでないこと。

(二) 個別基準

ア 建築物を利用する広告物等に係る基準

イ 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分		基準
一 建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合		四分の一以下
二 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合		建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の三以下であること。

イ 自家用広告物に係る基準

区分		基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等		許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	高さ	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
表示面積		一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。

三 外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	表示面積	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。
四 外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く。)	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	その他	。 広告物等が外壁の側端から突出しないこと。

ウ 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

区 分	基 準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	
三 外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)	
四 外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く。)	

(2) 建植する広告物等に係る基準

ア 自家用広告物に係る基準

区 分	基 準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

二 表示面積	一個につき一方方向の表示面積が四平方メートル以下で、かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。
--------	---

イ 自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図に限る。)に係る基準

区 分	基 準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。
二 表示面積	イ 一方方向の表示面積が一平方メートル以下であること。 ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、一方方向の表示面積が一平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積(十平方メートルを超える場合)にあっては、十平方メートル)以下であること。 ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が以下であること。
三 色彩	無彩色のものに係る最大面積色の明度が二以上八以下であること。
四 表示し、又は設置する場所	誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。
五 その他	ネオン管を使用していないこと。

備考

- 一 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二一に定める方法により表示されるものをいう。
- 二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域

又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\frac{Ap}{5.0} + \frac{As}{10.0}$$

この式において、Ap及びAsは、それぞれの数値を表すものとする。
 Ap 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）
 As 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）
 ウ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準

区分		基準
一 高さ	表示面積	許可しないものとする。
二 表示面積	三 色彩	
四 表示し、又は設置する場所		

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分		基準
一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ 表示面積 個数	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。 イ 一方向の表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。 ロ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあっては、一個につき表示面積が一平方メートル以下であること。
		自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあっては、一方向につき二個以下であること。

(4) 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	表示面積	その他	
		高さ	個数
区分	表示面積	二 電柱等に添加する広告物等	その他
		高さ	イ 広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。 ロ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）は、許可しないものとする。
区分	表示面積	三 電柱等に巻き付ける広告物等	高さ
		高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
区分	表示面積	四 その他の工作物を利用する広告物等	大きさ
		高さ	縦が一・五メートル以下であること。
区分	表示面積	個数	電柱等一本につき二個以下であること。
		表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が四平方メートル以下であること。
区分	表示面積	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
区分	表示面積	個数	一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
区分	表示面積	高さ	一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。
区分	表示面積	高さ	一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
区分	表示面積	高さ	ハイ及びロにかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両

につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

(5) 簡易な広告物等に係る基準

区分	基準	
	表示面積	高さ
一 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	一枚につき一方方向の表示面積が四平方メートル以下であること。	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 アドバールン	許可しないものとする。	
三 貼紙又は貼札	一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。	
四 立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。	のぼり、旗その他これらに類するものを道路の路肩から五メートル以内を設置する場合には、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であつて、設置する数が三以下のときは、この限りでない。
その他		

3 富士見バイパス地区及び富士河口湖富士線地区

(一) 共通基準

- (1) 使用する色彩の数が三以下であること。
- (2) 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。
- (3) 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。

(二)

- (1) 建築物を利用する広告物等に係る基準
 - ア 建築物を利用する広告物等に係る共通基準
 - (4) 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。
 - (5) 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。
 - (6) 回転灯を使用していないこと。
 - (7) 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
 - (8) 表示の内容が変化するものでないこと。ただし、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）において現に第二種許可地域に該当する区域で、かつ、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）で規定する用途地域に該当する区域内において、建築物を利用する自家用広告物であつて、表示面積の合計が〇・五平方メートル（両面に表示する場合には、一・〇平方メートル）以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

区分	基準
一 建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合	イ 適用日において現に第一種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合には、四分の一以下であること。 ロ 適用日において現に第二種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合には、三分の一以下であること。
二 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	イ 適用日において現に第一種許可地域に該当する区域内に表示し、又は

イ 自家用広告物に係る基準

表示面積	区分	一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	基 準	許可しないものとする。
	高さ	二 外壁から突出する広告物等	基 準	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
			基 準	一個につき一方向の表示面積が五平方メートル

設置する場合にあつては、建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の三以下であること。

ロ 適用日において現に第二種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合にあつては、建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が二分の一以下であること。

ウ 自家用広告物以外の広告物に係る基準

その他	高さ	三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	基 準	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	表示面積	四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	基 準	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。
その他	高さ	一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	基 準	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。
その他	高さ	二 外壁から突出する広告物等	基 準	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
その他	高さ	三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	基 準	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
その他	高さ	四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	基 準	トル以下であること。

(2) ア 建植する広告物に係る基準
自家用広告物に係る基準

区分	高さ	基 準
	一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

二 表示面積	一個につき一方方向の表示面積が四平方メートル以下で、かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。
--------	---

イ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	イ 一方方向の表示面積が二平方メートル以下であること。 ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、一方方向の表示面積が二平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（十六平方メートルを超える場合にあっては、十六平方メートル）以下であること。 ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が以下であること。
三 色彩	無彩色のものに係る最大面積色の明度が二以上であること。
四 表示し、又は設置する場所	誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。
五 その他	イ ネオン管を使用していないこと。 ロ 照明が点滅しないこと。

備考

一 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二二に定める方法により表示されるものをいう。

二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\frac{A_p}{A_s} + \frac{A_s}{A_s} \leq 5.0 \quad 1.0.0$$

この式において、Ap及びAsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ap 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）

As 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

ウ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準

区分	基準
一 高さ	許可しないものとする。
二 表示面積	
三 色彩	
四 表示し、又は設置する場所	

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	表示面積	一方方向の表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。	
個数	表示面積	ロ 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあっては、一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。	
		自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）にあっては、一方方向につき二個以下であること。	

(4) 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	基準	その他	
		高さ	個数
表示面積	イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
表示面積	ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両	イ 縦が一・二メートル以下であること。 ロ 横が〇・四五メートル以下であること。	イ 縦が一・五メートル以下であること。 ロ 横が一・五メートル以下であること。
表示面積	イ 一方方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
表示面積	ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両	イ 縦が一・二メートル以下であること。 ロ 横が〇・四五メートル以下であること。	イ 縦が一・五メートル以下であること。 ロ 横が一・五メートル以下であること。

(5) 簡易な広告物等に係る基準

区分	基準	につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。	
		高さ	表示面積
一 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。	高さ	表示面積
二 アドバリン	許可しないものとする。	表示面積	表示面積
三 貼紙又は貼札	一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。	表示面積	表示面積
四 立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	のぼり、旗その他これらに類するものを道路の路肩から五メートル以内に設置する場合にあつては、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であつて、設置する数が三以下のときは、この限りでない。	表示面積	表示面積

山梨県告示第二百七十五号

山梨県屋外広告物条例施行規則（平成四年山梨県規則第十号）第十条第二項第二号の規定により、景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 御師住宅沿道地区

1 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）
 第九条第一項第三号に掲げる広告物等

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。
二 表示面積	一団の土地又は一物件につき表示面積の合計が三平方メートル以下であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩（以下「最大面積色」という。）の明度が二以上八以下であること。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。
四 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 屋上へ掲出されるものでないこと。 ニ ネオン管を使用していないこと。 ホ 三百六十度にわたる弧を照らす灯火（以下「回転灯」という。）を使用していないこと。 ヘ 照明が点滅しないこと。 ト 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 チ 表示の内容が変化するものでないこと。

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格（以下「規格」という。）Z八七二二に定める方法により表示されるものをいう。
 2 条例第九条第一項第五号に掲げる広告物等

区分	基準
----	----

区分	基準
一 表示面積	イ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が二十分の一以下であること。 ロ 表示面積が〇・五平方メートル以下であること。
二 個数	一物件につき一個であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。

3 条例第九条第二項第二号に掲げる広告物等

区分	基準
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。

4 条例第九条第三項第一号に掲げる広告物等

(一) 共通基準

区分	基準
一 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。
三 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和した

<p>ものであること。</p> <p>ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。</p> <p>ハ 回転灯を使用していないこと。</p> <p>ニ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> <p>ホ 照明が点滅しないこと。</p> <p>ヘ 表示の内容が変化するものでないこと。</p>
--

(二) 個別基準

(1) 建築物（その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的として」と認められるものを除く。以下同じ。）を利用する広告物等に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	表示し、又は設置しないこと。
二 外壁から突出する広告物等	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	表示面積 一個につき一方向の表示面積が二平方メートル以下であること。
四 外壁を利用する	その他 広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出し

<p>広告物等（懸垂幕を除く。）</p>	<p>ないこと。</p>
その他	<p>広告物等が外壁の側端から突出しないこと。</p>

(2) 建植する広告物等に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	基準
一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ 地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
二 その他の工作物を利用する広告物等	高さ 地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
その他	<p>広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。</p>
表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が四平方メートル以下であること。

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区分	基準
一 広告幕（高さ）	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあ

5 条例第九条第三項第二号に掲げる広告物等

建築物の外壁を利用する懸垂幕を 除く。	表示面積	つては四・五メートル以上、歩道にあっては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
	表示面積	一枚につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
二 アドバルーン	表示し、又は設置しないこと。	
三 のほり、旗その他これらに類するもの	道路の路肩から五メートル以内に設置する場合にあっては、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であつて、設置する数が三以下のときは、この限りでない。	

区分	基 準
一 表示面積	イ 一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあっては、八）以下であること。

二 横町バイパス地区
1 条例第九条第一項第三号に掲げる広告物等

区分	基 準
----	-----

一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。
二 表示面積	一団の土地又は一物件につき表示面積の合計が三平方メートル以下であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあっては、八）以下であること。
四 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 屋上へ掲出されるものでないこと。 ニ ネオン管を使用していないこと。 ホ 回転灯を使用していないこと。 ヘ 照明が点滅しないこと。 ト 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 チ 表示の内容が変化するものでないこと。

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二一に定める方法により表示されるものをいう。
2 条例第九条第一項第五号に掲げる広告物等

区分	基 準
一 表示面積	イ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が二十分の一以下であること。 ロ 表示面積が〇・五平方メートル以下であること。
二 個数	一物件につき一個であること。
三 色彩	使用する色彩の数が三以下であること。

<p>ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。</p> <p>ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。</p>

3 条例第九条第二項第二号に掲げる広告物等

区分	基準
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。

4 条例第九条第三項第一号に掲げる広告物等
(一) 共通基準

区分	基準
一 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあつては、八）以下であること。
三 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 回転灯を使用していないこと。 ニ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ホ 照明が点滅しないこと。 ヘ 表示の内容が変化するものでないこと。

(二) 個別基準
(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	表示し、又は設置しないこと。
二 外壁から突出する広告物等	高さ イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ 懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。
表示面積	一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。
その他	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。

(2) 建植する広告物等に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
--------	-------------------------------

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区 分		基 準	
一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。	
その他		広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。	
二 その他の工作物を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。	
表示面積		一の工作物につき表示面積の合計が四平方メートル以下であること。	

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区 分		基 準	
一 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。	
表示面積		一枚につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。	
二 アドバルーン		表示し、又は設置しないこと。	
三 のぼり、旗その他これらに類するもの		道路の路肩から五メートル以内に設置する場合には、相互の間隔を五メートル以上離すこと。	

と。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であつて、設置する数が三以下のときは、この限りでない。

5 条例第九条第三項第二号に掲げる広告物等

区 分		基 準	
一 表示面積	イ 一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。		
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあつては、八）以下であること。		

三 富士見バイパス地区及び富士河口湖富士線地区

1 条例第九条第一項第三号に掲げる広告物等

区 分		基 準	
一 高さ		地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。	
二 表示面積		一団の土地又は一物件につき表示面積の合計が三平方メートル以下であること。	
三 色彩		イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上であること。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあつては、八）以下であること。	

四 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 屋上へ掲出されるものでないこと。 ニ ネオン管を使用していないこと。 ホ 回転灯を使用していないこと。 ヘ 照明が点滅しないこと。 ト 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 チ 表示の内容が変化するものでないこと。
----------	--

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z八七二一に定める方法により表示されるものをいう。
2 条例第九条第一項第五号に掲げる広告物等

区分	基 準
一 表示面積	イ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が二十分の一以下であること。 ロ 表示面積が〇・五平方メートル以下であること。
二 個数	一 物件につき一個であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、八）以下であること。

3 条例第九条第二項第二号に掲げる広告物等

区分	基 準
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたもので

あること。

4 条例第九条第三項第一号に掲げる広告物等
(一) 共通基準

区分	基 準
一 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、八）以下であること。
三 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 回転灯を使用していないこと。 ニ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ホ 表示の内容が変化するものでないこと。

(二) 個別基準
(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準

区分	基 準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	表示し、又は設置しないこと。
二 外壁から突出する広告物等	高さ イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては四・五メートル以上、歩

(2) 建植する広告物等に係る基準

区分	一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
	二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
区分	三 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ 懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	四 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
その他	高さ 広告物等が外壁の側端から突出しないこと。	高さ 広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
表示面積	一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。	道にあっては二・五メートル以上であること。

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
区分	一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。
区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。

5 条例第九条第三項第二号に掲げる広告物等

区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。
区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。

区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。
区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。

区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。
区分	一 表示面積	一方向の表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
	二 アドバリン	表示し、又は設置しないこと。

二 色彩	<p>イ 使用する色彩の数が三以下であること。</p> <p>ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。</p> <p>ハ 最大面積色の彩度が六（色相がR、YR又はYの場合にあっては、八）以下であること。</p>
------	--

につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

山梨県告示第二百七十六号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一(三)1中「地域」の下に「。ただし、平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区及び富士見バイパス地区の区域を除く。」を加え、一(三)4及び5中「地域」の下に「。ただし、平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区の区域を除く。」を加え、一(三)11中「地域」の下に「。ただし、平成二十六年山梨県告示第二百七十四号において景観保全型広告規制地区として指定された横町バイパス地区及び富士見バイパス地区の区域を除く。」を加える。

山梨県告示第二百七十七号

次のとおり都市公園を廃止するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	位 置	廃止に係る区域	廃止年月日
山梨県釜無川スポーツ公園	甲斐市西八幡	次の図面のとおり	平成二十六年十月一日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木整備部都市計画課に備え置いて縦

覧に供する。）

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 ファイルサーバ機器等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年八月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店
 - (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 八千二百三十五万九千五百四円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年七月三日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務書の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会
- 2 代表者の氏名 大澤 英二
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目三十五番一号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、市民参画型の共生社会をめざして、「耕そう・まこう・育てよう」の理念のもとに、県民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア・NPO活動の啓発、普及、支援等を行い、新しい公共をめざす協働の県民ボランティア運動を推進し、ノーマライゼーションの実践による豊かな社会の創造と向上に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年九月十八日から同年十一月十七日まで

● 平成二十五年度における人事行政の運営の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）第二条の規定により任命権者から平成二十五年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明